

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

答申

平成29年8月28日

—目次—

I 答申にあたって 1

II 答申 2

狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項について

1) 評価・公表の対象とする施策項目 2

2) 評価・公表の対象とする各施策項目の選定理由及び具体的な
内容について 3

3) 公表方法について 5

III おわりに 6

(付-1) 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員名簿

(付-2) 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の検討経過

○ 資料編

資料1 (重点整備路線・重点地区・整備地区の地域図)

I 答申にあたって

杉並区では、平成元年に「杉並区狭あい道路拡幅整備条例」が施行され、約30年間に建築基準法第42条第2項に規定する道路の延長のうち約3割の拡幅整備が行われてきました。

平成28年7月1日には、近い将来発生が予測される首都直下地震等の災害や火災の発生に備え、狭あい道路の拡幅により円滑な避難・通行を確保し、区民の生命と財産を守るために、「杉並区狭あい道路拡幅整備条例」を改正し、「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」(以下、「条例」という。)を施行しました。

条例は、施行後3年を目途として、条例の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定しています。合わせて、狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況を毎年度公表することも規定しています。

このたび、本協議会は区長から条例第9条第2項第4号に規定する「狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項」について諮問を受けました。

本協議会では、施策の実施状況を、区が区民等(区民、事業者、建築主及び土地所有者等)に対し、わかりやすく説明できること、さらに客観的な評価により、条例の規定などについて検証できることの2つを主な観点とし検討いたしました。

その結果、条例は改正施行後まだ約1年の時点である点も勘案し、今回は「評価・公表の対象とすべき施策項目の選定」を答申の内容とすることとしました。

Ⅱ 答申

諮問事項

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第9条第2項第4号（狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項）について

施策の実施状況に関する事項について評価・公表する施策項目については、条例の目的を明確に示し、区民等（区民、事業者、建築主及び土地所有者等）にとって効果や成果がわかりやすく、狭あい道路拡幅整備に関する検証に寄与するものとするのが望まれます。

1) 評価・公表の対象とする施策項目

答 申 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項について
評価・公表の対象とする施策項目については、次の6項目とします。

- (1) 拡幅整備の取組
- (2) 支障物件の取組
- (3) 助成制度の取組
- (4) 重点整備路線の取組
- (5) 電柱等移設の取組
- (6) 普及啓発の取組

2) 評価・公表の対象とする各施策項目の選定理由及び具体的な内容について

(1) 拡幅整備の取組

〔理由〕

平成元年から約 30 年に渡り継続している狭あい道路の拡幅整備の進捗を客観的に示すことができ、また経年的に課題を評価することができる。

〔具体的な内容〕

- ・ 拡幅整備件数
- ・ 測量件数
- ・ 拡幅整備延長
- ・ 拡幅整備に要した工事費および測量費

(2) 支障物件の取組

〔理由〕

条例により新たに設けた支障物件の取組状況を示すことで、円滑な避難・通行の確保という目的の達成度を評価することができる。

〔具体的な内容〕

- ・ 支障物件の相談・要望等の状況
- ・ 支障物件の指導状況

(3) 助成制度の取組

〔理由〕

取り組みの実施状況を示すことで、拡幅整備への動機づけや誘導について助成制度が有効に機能しているかを評価することができる。

〔具体的な内容〕

- ・助成金交付件数
- ・助成金交付金額

(4) 重点整備路線の取組

〔理由〕

改正条例による新たな取組であり、平成28年11月に指定した4路線について拡幅の必要性が高いとしている。取り組みの実施状況を示すことで、指定した効果を評価することができる。

〔具体的な内容〕 ※すべて重点整備路線内の数字

- ・拡幅整備件数
- ・支障物件の設置状況
- ・支障物件の指導状況
- ・助成金交付件数
- ・助成金交付金額

(5) 電柱等移設の取組

〔理由〕

拡幅後に突出したままの電柱等は、条例の目的である円滑な避難・通行の確保の支障となる。そのため、電柱等移設の取組状況を示すことで、達成度を評価することができる。

〔具体的な内容〕

- ・移設依頼本数
- ・移設本数

※電柱等：東電柱、電信電話柱を示す。

(6) 普及啓発の取組

〔理由〕

狭あい道路拡幅整備事業の推進のためには、区民等の理解・協力が不可欠である。

区民意識の醸成や、事業者への理解と協力を一層推進するため、取り組みの実施状況を示すことで、効果的かつ効率的な普及啓発が実施されているか評価することができる。

〔具体的な内容〕

・普及啓発の取組についての実績

（方法と回数・内容等：

- ・ 広報紙、HP、イベント出展、説明会、パンフレット
- ・ 要望、区民意向調査等の結果

3) 公表方法について

公表にあたっては、複数年度の実施状況や、専門的用語への注釈・図・写真及びグラフの活用等により視覚化を図り、また、補足として過去の実績資料についても掲載する等、区民等（区民、事業者、建築主及び土地所有者等）が区の取組を容易に理解できるよう表現することが重要である。

Ⅲ おわりに

条例では、条例施行後3年を目途として、条例施行状況を勘案し必要があると認める時は、必要な措置を講ずるものと規定されています。合わせて、狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況を毎年度公表することと規定されています。

そうした中、狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項について諮問を受けました。

各項目を適正に評価し、狭あい道路拡幅整備事業の現状を検証し評価することで、区全体で円滑な避難・通行の確保が進み、近い将来発生が予測される首都直下地震等の災害や火災の発生に備えることとなり、区民の生命と財産を守ることに繋がると考えます。

また、このたび答申した事項の外にも、狭あい道路の拡幅に繋がる取組を継続的に行っていく必要があると考えます。特に重点整備路線の路線②に見られるような、本条例による施策だけでは解決できない状況に対する取組も必要であり、建築基準法に基づく建築行政との連携等により実態の是正を図り、狭あい道路の拡幅が進むことを望みます。

杉並区は、狭あい道路の拡幅に関して全国的にも先進的な施策を実施しており、こうした杉並区が取組が公表され、評価・検証し、検討をしていくことで他自治体等杉並区以外へも波及し、全国的に狭あい道路が拡幅されていく流れができるきっかけとなることを、本協議会としても望みます。

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員名簿

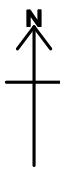
(敬称略)

氏名	役職	備考
会長 <small>たかみざわ くにお</small> 高見澤 邦郎	首都大学東京名誉教授	
副会長 <small>おがさわら かつや</small> 小笠原 勝也	弁護士 (杉並法曹会)	
<small>こうだ まさはる</small> 幸田 雅治	神奈川大学法学部教授 弁護士	
<small>まさき じゅんこ</small> 正木 順子	弁護士	
<small>まつえだ こうたろう</small> 松枝 廣太郎	一級建築士 技術士 (杉並建築会)	
<small>おおはし あきたけ</small> 大橋 聡毅	警視庁 杉並警察署 交通課長	関係行政機関
<small>すずき かずや</small> 鈴木 一弥	東京消防庁 杉並消防署 警防課長	関係行政機関

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の検討経過

回数	開催日	主な内容
平成29年度 第1回	平成29年 5月15日	・狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する 事項(諮問)
第2回	平成29年 7月28日	・狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する 事項

資料編



凡 例

重点整備路線

重点地区

整備地区

東京都防災都市づくり推進計画

整備地域

防災生活道路

緊急輸送道路
(東京都地域防災計画)

玉川上水・放射5号線
周辺地区計画区域

都市計画道路放射5号線

